

さいたま家庭裁判所委員会議事概要（第4回）

1 日時

平成17年1月25日（火） 午後1時36分から午後3時55分

2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室（新館5階）

3 出席者（委員長を含め委員13名，説明者等6名）

委員長 小川 克介（さいたま家庭裁判所長）

委員 伊藤 政子（埼玉調停協会連合会長）

同 井上 正一（テレビ埼玉報道制作局長）

同 海老原 夕美（埼玉弁護士会弁護士）

同 大倉 浩（同）

同 河合 治夫（さいたま家庭裁判所家事部総括裁判官）

同 穴戸 基幸（さいたま保護観察所長）

同 関根 和夫（埼玉県中央児童相談所長）

同 高野 芳久（さいたま家庭裁判所少年部総括裁判官）

同 野口 晴久（埼玉新聞社編集局長）

同 林 信二郎（埼玉大学教育学部教授）

同 山川 玲子（埼玉県婦人相談センターDV相談担当部長）

同 吉田 幸雄（埼玉県警察本部生活安全部長）

[竹田千蔵委員（さいたま商工会議所副会頭）及び野原一郎委員（さいたま地方検察庁検察官）欠席]

説明者 坂本 克（さいたま家庭裁判所首席家庭裁判所調査官）

同 橋野 誠介（同 家事首席書記官）

同 麻生 昭彦（同 少年首席書記官）

庶務 若林 大三（同 総務課長）

同 竹内友彦(同 総務課課長補佐)
同 塚原成明(同 総務課庶務係長心得)

[堀田事務局長及び吉井事務局次長欠席]

4 議事概要

- (1) 総務課長開会宣言
- (2) 小川さいたま家庭裁判所長着任挨拶
- (3) 新任委員自己紹介

高野委員の挨拶

- (4) 委員会傍聴希望について

(開会に際し、冒頭で司法修習生から当委員会の傍聴希望があったので、
先ずその可否について論じられた。)

意見交換要旨

司法修習生ではあるが、一般傍聴者として検討いただいても構わない。一般の傍聴者については原則非公開であったが、その都度個別に判断をするという方針であったので、貴重な経験でもあり、社会修習の一環としても是非司法修習生に傍聴をさせたい。

確かに司法修習生も一般の傍聴者には違いないが、修習期間中の指導等については修習委員会という組織、制度的枠組で動いているわけで、やはり修習に必要かどうかで判断するのが適当で、そう考えると現在の弁護修習に必ずしも必要であるようには思われないうし、他の司法修習生との修習の平等という観点から見ても望ましくなく、他のカリキュラムを割いてまで傍聴させるのは、返って本人のためにもいがかかと思う。また、原則非公開とその例外を決めた意味をもっと尊重して、慎重に結論を出すべきではないか。

国民に開かれた裁判所を標榜し、そのための方策等を検討するために当委員会が新しく発足したのであるから、具体的な事件、個人名等プライバシーに関わる問題が話題となる時にだけ検討すれば足りるのではないか。当初そ

ういう意味で一般傍聴者については原則非公開としたはずで、事実、今までこの委員会の議論の過程を踏まえると、（原則）公開でもよいような気がする。

公開が原則となると、今回の司法修習生の件はそのような懸念はないと思うが、その都度、傍聴希望者に事件関係者であるかどうか、更に知り得た情報が本来の意図する内容ではなく断片的な部分だけ一人歩きする噂も含め、外に流れたときの影響等をチェックすることまで徹底する必要もあり、困難であるのではないか。

民主主義というのは非常に手間のかかる制度であり、（今後も傍聴の可否については）手間はかかるが個別に吟味（検討）せざるを得ないのではないか。そもそもこの委員会の公開非公開については、委員各々の受け止め方にも差が生じており、ある意味公開基準の結論付けも平行線で、曖昧であったのではないかということを経験させられたので、今一度きちんと委員皆の認識をある程度近いところまで持って行かなくてはいけないのではないか。

ただ、この委員会の設立趣旨、他の同様の有識者を集い行われる会議等が公開に向かっている現状に目を向けると、頑なに拒むことはないのではないか。

今回の件は、傍聴手続きの手順があまりにも唐突で、ルール化されていなかったこともあるが、順序として相当期間前に目的、理由等を申し出る配慮が常識的な感覚として必要であったのではないか。やはり、きちんとした公開基準の認識が統制できていない状態である今回は傍聴を遠慮願った方がよいのではないか。

各委員の公開に対する認識に温度差があることが分かった以上、これ以上は議論が堂々巡りをし、貴重な協議時間を費やすこととなるので、今回は（修習生に）傍聴希望を取り下げてもらおうが、例えば傍聴希望申請書なるものを予め用意して、委員会開催の何日前までに提出する。というようなルー

ル化をお願いしたい。

次回開催の前までに何らかの案を事前提示することとなった。

(5) 委員長の互選について

(平成16年11月20日付けで、当委員会の委員長であった加藤英継さいたま家庭裁判所長が退官したことによる新委員長の選任協議が、林委員長代理の進行で行われた。)

意見交換要旨

委員長は委員会の議事進行を司り、また、委員会としての意見を総括し家庭裁判所の運営等に役立ててもらおうという役割がある。その他にも、協議テーマの選定、資料等の作成にあたって、事務方との事前準備の検討、指導調整等をお願いすることとなるようであるが、今までも家庭裁判所の所長が委員長をされてきて、特に大きな問題、支障はなかったように記憶しているので、今回も委員長は家庭裁判所の所長をお願いしてはどうか。

最初の委員長選任の時にも言及したが、この委員会の設立趣旨である家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるためにも、ここは敢えて裁判所の方でなく、民間の方を選任した方がいいのではないか。

そういった意見も分かるが、ここは所長になっていただいた方が事務方への指示、指導も効果的に適切に行われ、委員会の審議、運営も充実し、スムーズに行くのではないか。また、事実、今まで所長が委員長をしていたからといって、委員皆も遠慮せず自由に意見を言っていたし、返って所長がまとめ役の委員長になってしまって、所長自身が自分の意見を思うように言えないのを見ていて、気の毒なような気がするくらいであったから、今までの経験からしても、委員長の恣意的作用による危惧はあまりないので、ここは所長をお願いした方がよいのではないか。

事前準備等は事務方がしっかりしていれば、そんなに委員長の役割が大変で負担とはならないのではないか。事実、一つの例ではあるが、テレビ局と

というのは放送法によって定められていて、どの局でも番組審議委員会という経営とは分離した形の放送に関する最高意志決定機関があり、構成員は完全に外部の者で構成されている。その意見を日々の番組制作等に反映させるよう試みている。そう考えると、この家庭裁判所委員会もそうした徹底ぶりが本来必要であり、事務的な話は理屈であって理由にはならないのではないかと最終的には私も委員の一人であるので委員総意には従うが、そういうことを払拭する意味でもこの委員会だけは、形からも委員長には裁判所内部の人を外すべきではないかと改めて申し上げます。

裁判所対外部という構図を描かれると困るが、本来意見を聞くべき機関である裁判所から委員会の委員長を選任するのは適当ではないのではないかと。この点は、それぞれの委員の意見もあるであろうから、多数決により決すべきではないかと。よって、この人を推薦したいかどうかというのではなく、きちんと候補者を特定した上で数的な決議を採った方がよいと思うがいかがか。

今まで言われた委員長選任に関する意見は、理念やビジョンとしてはどれもそれぞれそのとおりであると思うが、これは自治体等の選挙でいう（まる）か×（ばつ）かではないので、本来は全員一致が望ましいのであって、ある特定の人について賛否を問うというのも失礼でまたおかしな話である。あくまでも立候補をし選任されたというのが基本的な原則であって、その時に複数候補がいて調整がつかない場合に限り多数決を採ったらどうか。

今の意見がどうも正論のような気がするが、ここで候補者が複数出て調整がつかないということも（当委員会の今後の運営上も）好ましくないので、委員各位に異論がなければ、ここは裁判所の間である自分で務まるかどうか、多少委員の皆には不満はあろうかと思うが、委員長職に就くことをここに表明し、賛同を得たいと思うがいかがか（委員皆の賛同を得て小川さいたま家庭裁判所長が委員長となる。また、同時に委員長代理についても、林委員の留任の賛同が得られた。）。

(6) 少年事件に関するテーマの協議

(少年審判に関するビデオ視聴(30分弱)の後に、補足的に少年事件の現状と裁判所の手続きについての概況説明を実施。テーマとして「再非行防止と家庭裁判所の教育的機能充実、方策等」について協議された。また、協議に先立ち小川委員長よりさいたま商工会議所が後任の委員を選定中である旨の報告がなされ、河合委員から前回からの協議積み残しであった「当事者からの家事調停委員に対する苦情等の吸い上げシステム」の検討経過の報告(さいたま調停協会とも協議の上、期間を設け当事者にアンケートを配布する形式で検討中。)がなされた。)

意見交換要旨

少年審判の対象となる少年には、犯罪少年(14歳以上20歳未満)、く犯少年(14歳以上20歳未満と14歳未満)、触法少年(14歳未満)の3種類があり、現実にも犯罪少年がほとんどである。

捜査機関で捜査を遂げた犯罪少年は、全件家庭裁判所に送致され、調査、鑑別等を経て、ほとんどの事件は審判に付されることになり、終局決定として、検察官送致、少年院送致、児童自立支援施設送致、保護観察、不処分の5つがある。審判の結果、審判条件又は非行事実が認められない場合には不処分となるが、これ以外にも、家庭裁判所調査官(以下「調査官」という。)による調査又は鑑別、審判の過程で保護的措置が加えられ、もはや少年に対し保護処分に付するまでの必要がない場合にも終局決定で不処分となることがある。更に中間処分として試験観察というものがあり、調査官による試験観察の結果、改善の効果があつた場合で、既に保護処分の必要性がなくなった場合にも終局決定として不処分決定がなされる。

ほとんどの事件について審判を開始することになるわけであるが、中には審判を開始することなく終局する場合がある。これが審判不開始というもので、少年が死亡している場合とか、送致手続が法令に違反していた場合とか、

その事件について別に保護処分がされている場合とか，非行がない場合は当然に審判に付することができないわけであるが，審判に付するのが相当でない場合も審判不開始ということになる。これはどういう場合かというところ、非行事実が極めて軽微で警察段階とか，家庭とか学校とか職場などで適切な措置が加えられることにより，当該少年の要保護性が解消した場合，あるいは調査段階で調査官による保護的措置が加えられたことにより要保護性が解消した場合である。従って，審判が開始されなかったからといっても，その間に裁判所が何も手を加えていないということではない。具体的に保護的措置としてどのようなことをやるのか，どのような方法があるのか，あるいはもっと新しい方法はないのか，ということになると，本日のテーマと関わってくる問題となる。

この他に観護措置というものがあり，少年を少年鑑別所に収容して調査，審判を行うものを「身柄事件」と言い，少年の身柄を拘束しないで，少年，保護者を呼び出して調査，審判するものを「在宅事件」と言っている。観護措置が執られた少年については，収容期間が1回2週間で，3回まで更新することができ，最大8週間まで収容が可能となっているが，通常は1回更新されて4週間ということになり，4週間以内に審判を開くか又は中間処分をすることになる。ただし，一定の重要な事件で非行事実の認定について証人尋問等を行う必要性のある事件については，最大8週間まで収容が可能となっている。

埼玉弁護士会は，昨年12月1日から，18歳未満の少年で，送致事実が一定の重大事件（法定合議相当事件）で，観護措置が執られた場合は，当番付添人制度を実施しており，裁判所もこれに協力をしている。更に現在，公的付添人制度の導入も検討されているところである。

少年審判は通常1人の裁判官が担当することになるが，先の少年法の改正により，3人の合議制でやることも可能になった。さいたま家裁でも，殺人

未遂事件で少年が殺意について争ったり、多数の共犯少年による傷害致死事件、殺人等未遂事件でマスコミに注目された事件があって、それらについて合議制をとったものがあった。

また、平成12年の少年法改正では、家庭裁判所は、事実認定手続の一層の適正化を図るために、一定の重大事件（故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役、禁固に当たる罪）について、非行事実を認定するために、検察官の関与が必要であると判断した場合は、決定をもって検察官に関与をさせることができることになった。検察官関与決定がされた事件で、少年に付添人弁護士が付いていない場合は、家庭裁判所が弁護士を付けることになり、これを国選付添人と言う。因みに、当庁ではこれまで検察官関与決定（申し出はあったが関与決定をしなかった事例はあった。）をした事件は聞いていない。

更にこの少年法改正で、被害者への配慮をもう少し充実させたらどうかということから新たに設けられた制度があり、被害者から申し出があった場合は、非行事実にかかる事件記録の閲覧、謄写ができる制度、被害者から意見を聴取する制度、被害者に審判の結果を通知する制度の3つがそうである。当庁においても、被害者から意見を聴取した事例がある。

次に、補導委託制度についても少し説明すると、この制度も保護的措置の一環であり、中間処分として試験観察とした場合に、事業をしている個人、団体に少年を託し、職業指導等に当たってもらったり、団体等に少年を委託し、ボランティア活動、老人介護の手伝いなどをやってもらうこともある。

補導委託の一つに、身柄付補導委託というものがあるが、これは施設、団体又は個人の所に住み込みで就業させながら生活指導をしてもらうものである。もう一つは、老人ホーム、保健施設等に通所で社会奉仕活動をさせ、その体験を通して更生に役立たせるというもので、当庁では3日間程度で実施している。身柄付補導委託先としては、土木建築業あるいはクリーニング店

などで、当庁では約20箇所ほどを登録しており、そこに委託できる状況になっている。これからも補導委託先として適当なところがあれば、紹介いただき、有効な補導委託先の開拓に協力を願いたい。

少年の非行については、右肩上がりに増加していること。小学生及び中学生の非行が高校生に匹敵し、抜きつつある状態で、低年齢化していること。と同時に再非行が増加していること。この3つが現在の少年非行の大きな特徴となっていて、ここで「再非行防止への取組み」として有効な手立てを協議願いたい。

詳しくデータを上げると、埼玉県内で検挙・補導された14歳以上の少年のうち、過去に非行歴のあった割合は、平成8年に19.6パーセントであったものが、右肩上がりに増加し、平成15年には27.6パーセントとなり、平成16年には28.2パーセントまで増加している。特に、凶悪犯（殺人，強盗，放火，強姦）の再犯率は平成15年では59.6パーセントであり，粗暴犯（暴行，傷害，脅迫，恐喝等）の再犯率は60.5パーセントとなっている。凶悪犯，粗暴犯については，警察が検挙すればするほど，再犯率が高くなるというジレンマに陥っている。警察としても再非行防止のために少年相談やカウンセリングを行っているが，数字が落ちてこないというのが現状である。

一つの懸念は，県警察は年間7000件以上の事件を全件送致しているが，家裁で処分を受けるのはその2割を切っていて，8割以上は不処分，審判不開始となっているということである。警察としても，初期非行の段階で，ボランティア等と協力して指導しようとしているが，事件処理に追われ，再非行防止の有効な仕組みが確立できていない状況にある。そこで，立ち直り支援にノウハウを持っている更生保護関係機関と非行防止ボランティアや青少年ボランティアとがノウハウを共有し，連携していくことが得策であると考えているところである。

今後、少年法改正の問題で保護観察処分の強化とか実効性の問題も再検討されると思うが、この委員会でも再非行防止のノウハウがあれば伺いたい。

厳罰化しないと再犯化が防げず、事件数も減らないという意見も強いが、補導委託先を充実させるのも一つの方法で、また、そのためにも調査官を増やす必要もあるのではないか。少年法が改正され、被害者へのアプローチとかが必要になったが、人が増えずに仕事だけが増えている状況で、一件一件の手厚いフォローができなくなっている気がする。試験観察は、半年間、調査官が面倒を見るようであるが、事件が多いと大変で、割合もかなり低いのではないか。やはり調査官も含め関係職員の数を増やし、連携して事に当たらなければ、真の事件処理の充実は図れないのではないかと思う。

裁判所は、保護観察決定をするに際して、保護司の指導を受けながら更生ができればよいと期待して保護処分を言渡していることも多いと思うが、少年の関心事は、少年院に入れられるかどうかであり、裁判所の認識とは全然違うのが実情ではないか。やはり家裁においては、調査官の充実を図って、試験観察を実施するのが効果的であり、試験観察に失敗したら直ちに少年院に行くと考えたら、少年も親も真剣になるのではないか。保護観察では、遵守事項を守らなくても、保護司の指示に従わなくても、少年院に入れられることはないのであるから・・・。

いずれにせよ再非行を防止するためには、いろいろな角度から検討する必要があり、せめて少年院に送るのをためらうときは、保護観察にしてほしくはないように思う。

再非行防止、付添人の問題、試験観察制度、保護観察制度と、いろいろ重大な問題点があるようではありますが、本日はこの程度にし、次回に続行いたします。次回は、再非行防止について、警察としての取組み、家裁の審判の中での取組み、社会内処遇としての保護観察の実態等について説明を交え、引き続き家裁としてどういう取組みをすべきかについて、協議したいと思

ます。

(7) 委員長による閉会宣言

5 次回日程等

(1) 日時 平成17年5月23日(月) 午後1時30分から(2時間程度)

(2) 場所 さいたま家庭裁判所大会議室(新館5階)